

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月25日

【事業年度】 第142期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社京三製作所

【英訳名】 Kyosan Electric Manufacturing Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 西 川 つとむ

【本店の所在の場所】 横浜市鶴見区平安町2丁目29番地の1

【電話番号】 045-503-8106

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 宮 崎 和 明

【最寄りの連絡場所】 横浜市鶴見区平安町2丁目29番地の1

【電話番号】 045-503-8106

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 宮 崎 和 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第142期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(前略)

(7) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

(8) (9) 省略

(10) 記載なし

(訂正後)

(前略)

(7) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとし、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

(8) (9) 省略

(10) 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める決議につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うことを定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数緩和により株主総会の円滑な運営を行い、機動的な意思決定を可能とすることを目的とするものであります。